

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成30年9月7日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26370856

研究課題名(和文)17世紀神聖ローマ帝国における占領と外交権の変容

研究課題名(英文)Occupations and changing diplomatic right in the Holy Roman Empire of 17th Century

研究代表者

皆川 卓(MINAGAWA, Taku)

山梨大学・大学院総合研究部・教授

研究者番号：90456492

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：神聖ローマ帝国に属するドイツ・イタリアの諸領邦は、17世紀に多くの占領・進駐を経験し、平時の統治者である領邦君主はしばしば不在となった。軍と交渉当事者となったのは、なお自律性を保っていた官僚集団や貴族、都市、農村であり、主権のメルクマールの一つである外交権、すなわち他者の制約を受けない対外的交渉権は彼らにも開かれていた。そうした軍との交渉の機会が、その後の帝国における各領邦の外交権の成立にどのように影響したかを分析したのが本研究である。本研究の結果、邦属団体が占領軍と展開した交渉の形態によって、領邦の外交権のあり方が規定されたことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The German and Italian territories belonging to the Holy Roman Empire experienced many occupation and relocation of armies in the 17th century, and their princes were often absent. It was the autonomous group as bureaucratic, aristocracy, cities, and rural communities that negotiated with the foreign armies. The diplomatic right which allows negotiations with foreign powers without restrictions and is therefore one of the sovereign characteristic, was available for them too. This study analyzed how such occasions of negotiation with armies influenced the establishment of diplomatic rights in each of the territories of the Holy Roman Empire. As a result of this research, diverse subjective groups in each territory, etc. have developed various negotiation with the occupation forces, and the style of their negotiations influenced the style of their diplomatic rights.

研究分野：近世神聖ローマ帝国史

キーワード：占領 進駐 邦属団体 対外的交渉権 ホーエンローエ伯領 ミュンスター司教領 マントヴァ公国
カスティリオーネ侯国

1. 研究開始当初の背景

主権の成立が国内関係のみならず対外関係にも規定されることは、国際関係の常識であるが、前近代の国制史は、これまで国内関係のみに注目し、対外関係には注目しなかった。しかし近年の軍事・外交史、および戦時社会を分析した地域史は、中世末から近世のヨーロッパで生じた外国軍の占領が、政治機能およびアイデンティティの変化を生じさせ、国家内の自律的団体(社団)の間で結ばれていた多様な関係を制限し、外交権を特定の権力に集中させる効果を持ったことを明らかにしつつある。普遍的権威の下、非限定的で緩やかな法秩序を展開させ、西欧のような外交権の集中が実現しなかった神聖ローマ帝国では、中世以来多様な地域権力が諸外国と交渉を持ち、その既成事実の上に交渉権を行使したが、17世紀になると、占領を契機として対外的交渉権が整理され、その一部は特定の地域権力に集中され、国際的な外交権への発展が見られた。したがって当該地域における主権国家の形成についても、占領が重要な役割を果たした可能性が想定される。

2. 研究の目的

本科研究費研究では、多発する戦争の中で主権国家が形成されたとされる17世紀のヨーロッパの中で、主権国家の形成を制約していた神聖ローマ帝国に焦点をあて、他の統治権力の軍隊が恒常的に存在する状態で、その軍と領邦内社団(領邦議会、官僚、都市や農村などの邦属団体)の関係をいくつかの領邦に絞って分析し、それぞれの特徴と代表権の変遷を跡付け、それが外交権の承認および行使にいかなる影響を与えたかを解き明かすことを目的とした。なおここでは統治権力の意に反して行われる「占領」のみならず、統治権力の同意に基づく「進駐」も同じ効果を生み出したため、後者も研究対象とした。

3. 研究の方法

近世ヨーロッパにおける占領軍と邦属団体の関係については、すでに先行研究により、占領統治にかかわる文書館の原史料を渉猟し、両者の交渉からその影響を分析するという研究方法が確立されている。ここでは調査範囲や当該問題の影響力を考慮し、当初の予定を変更してドイツのミュンスター司教領とホーエンローエ伯領、イタリアのマントヴァ公国とカスティリオーネ・デッレ・スティヴィエーレ侯国を分析対象とした。なお領邦の占領が他の諸国と異なるのは、帝国国制に基づいた法的処理(帝国裁判所などでの解決)がなされるため、被占領国の対外的交渉権はそれに制約される点である。この点を踏まえ、外交権の成立に帝国の法体系がどう関わるかについても留意した。

4. 研究成果

(1)ホーエンローエ伯領占領軍・駐留軍と管

区代官の交渉権の展開

ホーエンローエ伯領はフランケン・クライス所属のルター派小領邦である。同伯領はほぼ戦争の全期間を通じて宿営の対象で、1631年にはクライスを通じてスウェーデンを盟主とするハイルブロン同盟に加盟し、スウェーデン軍に宿营地提供と補給の義務を負った。しかし1634年のネルトリンゲンの戦いで皇帝軍が勝利すると、領邦君主は皇帝から除封の宣告を受け、領邦は皇帝軍の占領下に置かれた。交渉の結果、1637年になって領邦の一部を皇帝に割譲し、皇帝軍に宿营地を提供することで許されるが、本分析はこの3年の占領期間に限定し、多くをクラインハーゲンブロックの研究に負っている。

領邦君主である伯が1631年にスウェーデン軍の駐留を受け入れた時、彼は伯領の対外的代表権を独占していなかった。村(ゲマインデ)はスウェーデン軍の宿営で苦情が生じた場合、通常伯の地方行政責任者である管区代官に陳情を提出し、彼らから伯の宮廷評議会を通じて伯に伝えられ、伯がスウェーデン軍司令官と交渉したが、村や管区代官が直に宿営した軍の中隊と交渉する場合もあった。また伯が軍の駐留を受け入れたのは、フランケン・クライスの一員としてであったから、その義務として援助金を拠出する場合は、クライスがスウェーデン王に交渉を行う一方、伯領に宿営する軍に軍税を拠出する場合は、伯自ら軍司令官と交渉を行っていた。

しかし1634年の皇帝軍の勝利の結果、伯領には皇帝軍が進駐し、伯と宮廷評議官は逃亡した。皇帝は各管区代官に忠誠を誓わせ、統治官を派遣して行政を担わせる。ここで統治官および宿営軍と臣民の間を仲介し、占領行政を支えたのが、管区代官であった。管区代官は統治官の指令を各村落の臣民に布告して履行させる一方、統治官に伯領の慣習を教示し、臣民の陳情を取り次ぎ、さらにはしばしば統治官を通さず、臣民の利害に沿って皇帝軍との交渉に当たった。例えば牛が兵士に略奪され領外で転売されたのを取り戻しに赴き、兵士や転売先と交渉する、あるいはある下士官が死亡した馬の補償を臣民に求めた時、証拠を示して皇帝軍司令官に容疑者を訴え、逮捕させるなどの活動を展開している。彼らが交渉の根拠としたのは、伯領の慣習であり、「通例であること」、そして「撫民に責任を負っていること」であった。そのため彼らは伯領の特許状やラント法を引き合いに出し、あるいは臣民の生活の危機を示した。彼らの交渉権に対し皇帝軍が異議を唱え、統治官を通じた交渉を要求するなどして、それ自体が問題にされたことは皆無であった。

主権も憲法も未完成の近世の団体的秩序において、紛争地における慣習、すなわち伝統的ルールへの尊重は、政治的共同体を超えた拘束力を持つ。適法性は諸団体が合意できる法発見によって確認され、その際伝統的ルールが判定基準になるからである。この場合も

管区代官が伝統的ルールを根拠とするため、その交渉権は疑問視されなかったと考えるべきだろう。なお3年の占領の間、管区代官は占領の間に皇帝軍関係者と親睦を結び、親族縁者に皇帝軍での職を斡旋し、彼らの伯に対する忠誠は揺らいだ。しかし忠誠の移行を阻んだのは、宗派の相違であった。管区代官は改宗を必要とする皇帝の官職を求めなかったからである。その状態で領邦君主と皇帝との和解が成就し、管区代官は再び伯の行政組織に組み込まれたため、従来からの対外的交渉権の分有状態は変化しなかった。

(2) ミュンスター司教領占領軍・駐留軍とミュンスター市の交渉権の発展

ホーエンローエとは逆に、占領が邦属団体の対外的交渉権の発展を著しく促したのが、ミュンスター司教領であり、ミュンスター市の参事会議事録からは、問題となったその行動の詳細を知ることができる。

カトリック領邦のミュンスター司教領は、三十年戦争勃発当時、カトリック連盟の指導者の一人であるケルン大司教フェルディナントが司教を兼ねていたため、1622年にはプロテスタント同盟軍の略奪を受けた。そこで1623年にカトリック連盟軍とスペイン軍の駐屯を受け入れる。この軍との交渉に当たったのは宮廷評議会と聖堂参事会であり、両者は在外領邦君主のケルン大司教の指令に従って、軍税の徴収や軍への補給に当たった。つまり宿営軍との交渉権は領邦君主直属の行政組織に一元化されていた。

しかし1631年、スウェーデン軍がカトリック連盟軍を圧倒すると、連盟軍司令官は領邦等族を招集して大規模な徴募を行うことを要求し、別個にミュンスター市には武器の供与を要求してそれぞれ折衝し、交渉相手を複層化させていく。連盟軍の撤退の後、1633年2月にはスウェーデンと同盟するヘッセン＝カッセル軍が進軍し、司教領北部・西部の諸管区が占領された。ミュンスター市参事会はケルン大司教に救援を求め、その指示で自らカトリック連盟と交渉し、2000人の兵士を借り受け、市の負担で市内に宿営させる。一方カッセル軍は占領地に軍政官を置いて軍税を課すと同時に、ミュンスター市に通じる街道を封鎖する。カッセル軍は1634年5月に市の攻撃に踏み切ったが、市守備隊は防戦に成功した。のみならず市参事会は翌1635年1月に市守備隊を出撃させて数管区を奪回し、街道封鎖を解除する。続いて市参事会は皇帝に嘆願して皇帝軍将校を守備隊の司令官に迎えた。この中で、ミュンスター市は皇帝との交渉の実績を積み上げていった。

1635年「プラハの和」により、カトリック連盟は解散されて旧連盟軍は皇帝軍とされた。そのため連盟から派遣されたミュンスター市守備隊は皇帝軍となり、市参事会と守備隊司令官が必要兵力、軍税の賦課、兵士の犯罪等の問題について直接交渉し、決定するの

が慣例となる。1640年には兵士の犯罪は市参事会が処罰を決定し、守備隊司令官の権限は特赦の要請に限られ、市参事会による市守備隊の専有が一層進んだ。これと平行して市参事会を構成するギルドの一部から、直接皇帝に臣従宣誓すべきであるという意見が生まれ、次第に支持を獲得する。

1641年9月にミュンスター市の貢献を評価した皇帝は、フランスとの講和会議の場所としてミュンスター市を指定した。その上で皇帝軍司令官はミュンスター市に対し矢継ぎ早に軍勢の抛出と兵員の増強を強要する。これに対しミュンスター市参事会は翌1643年5月、講和交渉中の中立を宣言する。司教領の領邦等族は、ミュンスター市の中立化に依って独自にカッセル政府と交渉し、占領軍の維持費を代償に軍政を停止し、行政権を管区代官に返還する協定を締結した。司教領の住民と皇帝・カッセル両軍兵士は、互いにトラブルを起こしたが、市参事会はそれらを解決する役割を担った。1646年にはフランス軍に対し司教領の領邦等族が選抜民兵の招集を図るが、市参事会は中立の立場からそれへの関与を拒否した。

ミュンスター市が領邦からの離脱と帝国自由都市への昇格を図っているとの疑念はこの頃から囁かれ、翌1647年1月には市参事会自らその疑念を否定したが、同年9月には講和会議の教皇使節の支持を得て皇帝に使節を送り、防衛上の役割を強調して、市自身による武力占有を認める固有の占領権などの保証を求める。しかし翌年10月には講和条約が成立し、ミュンスター市に対する諸国の政治的期待も、市参事会とそれらの交渉の機会も激減した。にもかかわらずその後も市参事会は繰り返し特権拡大の陳情や、戦争中の補償を求める使節を派遣し続ける。

1650年ケルン大司教が没し、翌年9月にクリストフ・ベルンハルト・フォン・ガレンが新司教に選出されると、市参事会は司教に臣従礼を取った。しかし1652年、市参事会は司教が市の権利を侵害するとして、司教による市政への介入を拒んだ。1654年10月には司教による聖堂参事会長逮捕の命令を拒否し、彼を逃がしたため、司教は市内から宮廷評議会と領邦裁判所を撤収させ、1655年2月には密かに兵士を派遣して市参事会員の逮捕を目論む。この企ては失敗し、市参事会は皇帝にこの件を訴えることで、対外的交渉権を再び行使した。皇帝は司教の行為を咎める指令を発したため、司教は一旦武力行使を断念する。しかし占領権と課税権で両者は折り合わず、市参事会は市法律顧問を帝国宮内法院に送って司教を訴えた。1656年6月には、市参事会は皇帝に帝国直属身分の承認を求めて拒否されるが、同年9月には教皇庁にも訴え、1657年にはハンザへ加盟希望を表明する。ハンザは市参事会に対しオランダとの同盟を勧め、市参事会は同年6月に市法律顧問をハーグに派遣し同盟交渉を開始した。ミ

ユンスター市の外交権行使は帝国外に及んだわけである。ここに至って司教は軍隊を動員し、市に独自の占領権の放棄を要求し、それを拒否されると砲撃を加えた。しかし市守備隊の抵抗に手を焼き、オランダ軍の介入を恐れた司教は、市参事会と休戦を結んだ。

だが新皇帝レオポルト1世が1659年10月、ミュンスター市固有の占領権を否認し、オランダとの同盟を禁じると、司教は市を再び包囲する。中立を保っていた領邦議会は軍費支出を決定し、司教支持を明確にした。これに対しオランダ連邦議会は両者の和解を試みるが、司教は和解を拒否した。一方で一部のギルドが独断でオランダ使節に同盟を求めるに及んで、市参事会は1661年3月降伏し、市固有の特権全てを放棄した。外交権と占領権の譲渡は、司教に対する対抗手段の放棄を意味した。領邦議会も対外的交渉を停止した結果、司教は領邦唯一の外交権者となり、ヨーロッパ政治に加わって外交権を行使した。

本事例は、邦属団体たるミュンスター市が進駐軍との関係を深め、それと協力することにより、領邦外から交渉相手と認められ、対外的交渉権を強化したこと、そして終戦によりその条件が縮小しても、権利として認識され、保持が追求され、その結果が武力解決しかなかったことを示している。領邦ミュンスターの立場に立つと、邦属団体が進駐軍との関係を強め、自立化して勝手に外国と交渉したため、武力でその交渉権を否定し、自らの外交権を貫徹したことになる。このケースは、領邦君主兼位による対外的代表権の弱さやミュンスター市自身の軍事的意義、講和会議のために認められた独自の外交的立場といった特殊性が、対外的交渉権を完全な外交権に近い形にまで発展させ、領邦と邦属団体の対外的交渉権の分有を不可能とし、暴力による交渉権の一元化をもたらしたといえる。

(3)カスティリオーネ侯国占領下での同臣民の交渉権の発展

神聖ローマ皇帝と封建的主従関係で結ばれる北イタリアの帝国封諸国には、共通の軍制および立法制度が存在せず、国制上の閉鎖性は高い。しかし封建的主従関係を受け入れながらも、中世後期からヨーロッパ諸国と対等な交渉を積み重ねてきた大国と、官職就任や宮廷伺候などの従属的な関係でのみ外国と関係した小国の間では、統治権力の自立性の点で差があり、後者の対外的交渉権は制約を受けていた。その中で外部の軍隊の進駐が行われた例の一つが、ガルダ湖の南のカスティリオーネ・デッレ・スティヴィエーレ侯国である。本事例では18世紀前半に至るまでの進駐軍と邦属団体の関係を分析し、その対外交渉権の動向を明らかにした。これについては、ウィーン帝室宮廷国立文書館所蔵の文書から詳しく知ることができる。

同侯国は1689年より君主フェルディナンド2世の重税と暴政に反発した臣民、す

なわち侯国を構成するカスティリオーネ等の三コムーネ(都市・村落共同体)の住民を代表して、各参事会が皇帝の裁判所である帝国宮内法院に侯を告訴し、1691年には蜂起によって侯を追放し、皇帝代理による暫定統治を受け入れた。アウクスブルク同盟戦争の戦線が北イタリアに延びると、皇帝は1694年4月以降、臣民を威圧し、軍税を確実に徴収する方法として、軍隊を侯国に送り込み占領した上で、暫定統治を再開する。この統治は軍による直接統治ではなく、皇帝代理カルロ・ポッロメオが統治権の代行と軍税の徴収を担い、軍隊を給養する制度であり、かつ侯国の存続を前提したもので、君主と臣民の裁判も保証された。したがって臣民は皇帝代理への陳情者と裁判の当事者の二重の立場で、交渉権の行使が可能であった。臣民は継続中の裁判を巡って帝国宮内法院の調査に応じる一方で、軍税の減免と冬期宿営の免除を求める嘆願書を帝国宮内法院に提出している。

皇帝は1696年のイタリアでの戦争終結後も、ポー川中流域の軍隊駐留を継続したため、駐留軍の圧力を背景にした皇帝代官の暫定統治は、次第に常態化した。しかし侯と臣民の紛争はなお未決であり、三コムーネ参事会は1697年にはマントヴァ公に、1700年にはヴェネツィア共和国のプレツィア司教に、それぞれ君主との紛争の仲裁を依頼し、対外的交渉権を行使した。このうちプレツィアの仲裁は成功して侯と臣民は和解し、君主は侯国に復帰したが、暫定統治を引き受けていた皇帝代理が引き揚げた形跡はなく、引き続き駐留軍の統制にあたっていたと見られる。

1701年にはスペイン継承戦争が勃発し、スペインに支持されたフランス軍とミラノ再征服を狙う皇帝軍が対峙する中、カスティリオーネは皇帝軍の最前線となる。カスティリオーネ侯は再び亡命し、皇帝代理が総監査官として侯国の統治にあたった。彼は三コムーネの参事会に、各都市の従来の特権を認めたと、総監査官の軍政に従うよう命じる。1706年4月にはフランスが同侯国を占領し、三都市の参事会はフランス軍司令官と軍の間に軍の駐留と軍税に関する協定を結んだ。フランス軍の占領統治は短期間で、翌1707年3月侯国は皇帝軍に明け渡され、総監査官ポッロメオによる統治が再開される。翌1708年、君主カスティリオーネ侯が帝国宮内法院に侯国返還を求めたが、要求は却下された。臣民もこれに異議を申し立てず、君主と臣民の関係は事実上消滅した。侯は臣民を不服従その他様々な理由で帝国宮内法院に訴えるが放置され、三コムーネ参事会が帝国宮内法院に行く働きかけは、軍税の軽減と冬期宿営の免除のみとなった。1712年、総監査官ポッロメオは帝国封全体の管理を行う皇帝総代理となり、侯国の行政は三都市の参事会に委ねられる。1714年に戦争が終結すると、イタリアの皇帝軍は縮小され、軍税と宿営の制限を求める臣民の請願もこの年で終了する。

しかし 1720 年、皇帝総代理ポッロメオが、三コムーネの参事会員職を、従来の就任者選挙制から総監査官による任命制にすると布告すると、三コムーネは「慣例に反する」として一齐に反発し、総監査官を帝国宮内法院に告訴した。ポッロメオの反対にもかかわらず、帝国宮内法院は旧来通り彼らの訴権を認めたと、任命制度の変更そのものが違法かは直ちに判定できず、裁判が行われることになった。帝国宮内法院は暫定的措置として旧制の維持を命じたが、侯国時代には就任者による選挙で選出された者が推薦され、侯の承認によって就任しており、総監査官側がそれを根拠に任命制こそ旧慣と主張したので、審理は調査のための中断を繰り返し、最終的に総監査官による任命制が適法との判決が下されたのは 1758 年である。もはや臣民は以前のように帝国宮内法院以外の第三国に仲裁を依頼することはなかった。

ここでは君主と臣民が紛争状態であったため、三コムーネは皇帝軍が駐留する以前から帝国宮内法院に訴訟を提起し、皇帝軍の進駐が始まって、第三国に仲裁を依頼するなどの形で、侯国外の諸権力との交渉を行っていた。帝国宮内法院がそれに異議を申し立てなかったことは興味深い。これには、伝統的ルールに基づく秩序回復を目指し、それに従っていれば、政治的共同体の属性も対外的交渉権の行使も問題にしない神聖ローマのあり方がよく示されている。しかし侯との主従関係が消滅すると、臣民の側から第三国に交渉を求めるケースも消滅する。紛争による君主への忠誠の風化と、占領軍の実効支配が定着した結果、自立した第三者と交渉することの意義が喪失したと考えられる。帝国宮内法院に対する訴訟はなお対外的交渉権の一種であるが、侯国は広い意味でのハプスブルク世襲領に組み込まれ、交渉は国家間交渉から国家内交渉へと大きく近づいたと言える。

(4) マントヴァ公国占領軍とマントヴァ公国の外交権の消滅

本研究の事例の中で、邦属団体の対外的交渉がほとんど展開しなかったのが、スペイン継承戦争で皇帝軍の占領下に置かれたマントヴァ公国の例である。この占領統治の実態は、マントヴァ国立文書館の軍税関連史料から詳しく知ることができる。

北イタリアの中規模君主国であるマントヴァは、1328 年以来ゴンザーガ家を統治者（シニョーレ）とするマントヴァ市が、15 世紀半ばまでに周囲のコムーネとその領域（コンタード）を服属させたのち、1444 年にゴンザーガ家が神聖ローマ皇帝によってその侯（辺境伯）に叙任されたことで成立し、1530 年には公国に昇格した。しかしコムーネ支配の名義は、マントヴァに服属した時のそれぞれの政治制度に応じて様々で、直轄統治、委任執政官による統治、在地有力者の行政委員会による統治、派遣代官による統治があった。

マントヴァ君主にとって問題だったのは、これらのコムーネがそれぞれ固有の慣習に従って統治され、統一的な国家統治が困難であったことである。君主は代替わり毎に、多様な肩書の地方行政官に君主への忠誠を誓わせていた。その上で君主は中央機関である枢密評議会を通じて支配下の全コムーネに同一の税目を課税し、各コムーネの地方行政官に戸口調査を実施させて納税者を把握し、さらに勅令や行政令を通じて集権化を進めていった。この結果、公国は各コムーネの慣習を統一するまでには至らなかったものの、コムーネが帝国宮内法院や第三国に訴訟を提起することはなく、慣習に反する統治が行われた場合も、君主の政治的妥協や君主への訴訟や請願という形で、公国内で処理された。またマントヴァ領のコムーネが近隣諸国のコムーネと紛争を起こす場合にも、16 世紀初頭以降は地方行政官の訴えを枢密評議会が受理し、公の名で隣国君主や帝国宮内法院への訴えが行われていた。公国外との交渉権は、すでに君主が独占していたわけである。この点は皇帝との封建関係は維持していても、伝統的なルールを法発見によって確定し、対外的交渉権が立場に関係なく開かれる他の例とは異なっている。

この状況下で 1701 年にスペイン継承戦争が起き、マントヴァ公がフランスを支持すると、皇帝は帝国封である公国の没収を宣言し、公国は皇帝軍の侵攻対象となる。公は庇護を求めてフランス軍を公国に迎え入れ、残された公国の地方行政官は公の指示に従って宿営するフランス軍への軍税拠出と補給に従事した。この過程に関する史料はマントヴァにもウィーンにもなく、この期間にコムーネがフランス占領軍といかなる関係を持ったのかは明らかでない。1707 年にフランス軍が北イタリアを去り、皇帝軍がマントヴァを占領すると、皇帝ヨーゼフ 1 世は改めてマントヴァ公からの公国没収と、皇帝領への編入を宣言し、マントヴァ統治のための新たな行政機構の設置を行う。すなわち皇帝代理カステルバルコを公国代官に任命し、枢密評議会、元老院といった公国の中枢機関もそのまま残して、勅令制定権や裁判権など、それまで公国が築いてきた統治権を掌握した。

しかし軍税賦課の責任を負う占領軍司令官は、皇帝代官と共に新制度を導入した。領内の 36 のコムーネに宿営させた占領軍が直接戸口調査を行い、戸主に皇帝への忠誠を誓わせ、誓書を取り、その上で資産に応じた課税額を定め徴収したのである。マントヴァ国立文書館には、この誓書と戸口別の軍税リスト、納税証明が存在する。これは皇帝の直轄組織である軍隊を通じて、各戸主をチェックできる占領状態を利用し、家単位で忠誠を誓わせ、君主と臣民の関係を断ち、直接皇帝との主従関係に組み込んだことを意味している。臣民は占領軍と紛争を抱えた場合、占領軍自身に請願を行うしかなかった。こうして

コムーネが領邦外に交渉相手を求める可能性は閉ざされた。対外的交渉権の担い手が不在である以上、新統治者は旧統治者の外交権を完全に引き継ぎうる。あたかも主権国家が占領国の外交権を吸収するように、皇帝が旧公国の外交権を完全に吸収し、自立性の痕跡を消すことができたのは、そのためであろう。

(5)結論

本研究からは、占領によって各領邦の邦属団体に自ら交渉の機会が開かれた時、従来の条件の下でその機会をいかに活用するかで、諸領邦の外交権のあり方が決定されたことが分かる。ホーエンローエ、ミュンスター、カスティリオーネに共通するのは、君主の対外的交渉権が機能しなくなった占領下においても、伝統的ルールの発見と合意を前提に、邦属団体がそれを引き受けることで、領邦の秩序を維持した点である。ホーエンローエは、行政の末端を担う管区代官が占領軍と伝統的ルールを共有し、その交渉権が否定されなかったため、そもそも領邦君主が交渉権を独占する機会がなかった。これに対しミュンスター司教領では、邦属団体の中で軍事的・外交的に重要なミュンスター市が、突出して対外的交渉の範囲を拡大させ、終戦とともに領邦単位での対外的交渉権の掌握を目指す領邦君主との対立が露呈し、領邦君主は軍事力によってその対外的交渉権を奪わざるを得なくなり、領邦君主が統一的外交権を獲得した。カスティリオーネでは君主と臣民の紛争のため、占領以前の段階から、帝国裁判所や第三国による仲裁を求めて両者が別個に対外的交渉権を行使していたが、占領軍と暫定統治組織が皇帝に直属していたことから、交渉先はそれへと一本化され、忠誠の移行と共に固有の外交権の行使は閉ざされ、ハプスブルク直轄統治内での帝国宮内法院への訴権という、社团的交渉権だけが残された。

一方占領後直ちに外交権が占領国に吸収されたのがマントヴァである。マントヴァ公国の邦属団体であるコムーネは、慣習に基づく権利を、君主およびその直属組織以外に問わなくなっていた。そのため占領による君主の排除にも拘わらず、占領軍が新たな統治権威との主従関係を個々の臣民に強制すると、その統治を受け入れた。ここでは君主が長く対外的交渉権を独占していたこと、占領軍が即座に臣民の直接掌握に成功したことが、外交権のスムーズな移譲（公国を単位とすると消滅）をもたらしたと考えられる。

以上の四例の比較からは、17世紀の各領邦の邦属団体が、占領軍との対外的交渉でどの程度イニシアティブを握るかにより、それに対する各領邦の対応が決まり、排他的な外交権の成立に差が生じたことが分かる。17世紀後半以降、特定権力による外交権の独占が目立つようになるのは、ミュンスター型やマントヴァ型の大領邦の動向が目立つからだろう。また東フリースラント公国では、占領

に対し、領邦議会が直にオランダなど帝国外の諸国と対外的交渉権を行使する例も見られた。これは社団による対外的交渉権が外交権に発展したことを意味しており、その近世史における位置づけは今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

1. MINAGAWA, Taku, Der Kapuziner Marco 'Aviano und die Reichspolitik des Kaisers Leopold I, *Annali dell'Istituto Storico Italo-Germanico*, Vol.42/2, Peer-reviewed, pp.79-108, Feb., 2017.

[学会発表](計1件)

1. MINAGAWA, Taku, Peace-understanding of the Political Theologians of Holy Roman Empire in the End of the Religious War, *Instituto Italo-Germanico/ Fondazione Bruno-Kessler*, Nov. 2015

[図書](計4件)

1. 森原隆編著, 丹下栄, 皆川卓他著, 成文堂『ヨーロッパ政治文化史 統合・分裂・戦争』2018年3月, 205-225頁

2. 踊共二編著, 加藤喜之, 皆川卓他著, ミネルヴァ書房『記憶と忘却のドイツ宗教改革』2017年10月, 234-264頁

3. M. Bellabarba, H. Sato, a.o. (eds.), Y. Hattori, T. Minagawa, a.o., Duncker & Humboldt, "Communities and Conflicts in the Alps from the Late Middle Age to Early Modernity", 2015年11月, pp.73-90

4. 服部良久編著, 皆川卓他著, ミネルヴァ書房『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史』2015年10月, 265-288頁

[産業財産権]

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

皆川 卓(MINAGAWA, Taku)

山梨大学・大学院総合研究部・教授

研究者番号: 90456492

(2)研究分担者

なし

(3)研究協力者

Prof. Dr. Horst Carl (Faculty of Philosophy/University of Giessen, FRG)